

重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案及び重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則案に関する意見募集について

令和4年7月26日  
内閣府政策統括官（重要土地担当）

令和3年6月に、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）が成立しました。これに伴い同法の施行に必要な事項を定めるため、基本方針案、政令案及び内閣府令案を検討しています。

つきましては、これらの案について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 記

### 1. 意見募集対象

- ①重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案（基本方針案）
- ②重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案（政令案）
- ③重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則案（内閣府令案）

### 2. 意見募集期間

令和4年7月26日（火）から令和4年8月24日（水）まで

### 3. 意見の提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は意見提出用紙（「基本方針案」、「政令案」、「内閣府令案」の3種類から選択してください。）に氏名、住所、連絡先（電話番号又はメールアドレス）及び本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。（様式参照）

- (1) インターネット上の意見募集フォームの場合：

[https://form.cao.go.jp/tochi\\_chosa/opinion-0005.html](https://form.cao.go.jp/tochi_chosa/opinion-0005.html)

- (2) 意見提出用紙を郵送する場合：

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府 政策統括官（重要土地担当） 意見募集担当

(留意事項)

○郵送の場合は、封筒表面に「重要土地等調査法に関連する基本方針案、政令案及び内閣府令案に関する意見」と朱書きしてください。

○電話での御意見につきましては、受付の対象外とさせていただきます。

#### 4. お寄せいただいた御意見・個人情報の取扱いについて

〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本件基本方針、政令及び内閣府令作成の参考とさせていただくとともに、御意見を整理した上で、主要な御意見について当局としての考え方をホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

また、氏名、住所及び連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

〈個人情報の取扱いについて〉

お寄せいただいた個人情報（氏名、住所及び連絡先）につきましては、御意見の内容確認及び問合せへの回答等の連絡目的に限って利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正な管理を行います。

#### 5. 資料の入手方法

資料は【電子政府総合窓口（e-GOV）】より入手可能です。

#### 6. 問合せ先

内閣府政策統括官（重要土地担当） 意見募集担当